

所管課 都市づくり部都市計画課、都市創生課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策										
	第4章 安全安心都市		10 市街地整備		02 良好な住環境を形成する										
事業：都市計画推進事業									整理番号	0285					
目的	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用に関する計画を定め、全体として調和のとれた都市を形成すること。														
目標	生産緑地などの都市計画を決定する。 国土法・公拡法に関する届出受理及び適正な審査をする。 都市計画法や関連法の規制内容の適正な周知等を行う。														
事業費・財源	事業費（決算額）（千円）		3,610		コスト情報・評価 内訳	総コスト（千円）		66,517		総合評価 A	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		3,609		事業費		3,610			効率性		A		
		国府支出金		0		人件費		11,589			有効性		A		
		地方債		0		公債費		51,318		法に基づき適正に処理した。					
		その他特定財源		1		一人あたり（円）		596							
						世帯あたり（円）		1,407							
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	予定していた都市計画決定を行った。									
今後の方向性	法に基づき適正に処理する。														

事業優先順位		1			細事業：都市計画推進事業						整理番号		01						
目的		都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用等に関する計画を定め、全体として調和のとれた市街地を形成する。																	
目標		生産緑地などの都市計画を決定する。 市街化調整区域において地域を特定し、住民を主体としたまちづくりを支援する。																	
事業実施主体		直営		事業開始年度		昭和47年度以前		根拠法令		都市計画法									
事業費・財源			平成25年度		平成24年度		比較		コスト情報・従事職員数			平成25年度		平成24年度		比較			
	事業費（決算額）（千円）		2,259		7,198		-4,939			総コスト（千円）		8,359		19,894		-11,535			
	財源内訳	一般財源		2,259		5,624		-3,365		内訳	事業費		2,259		7,198		-4,939		
		国府支出金		0		1,574		-1,574			人件費		6,100		12,696		-6,596		
		地方債		0		0		0			公債費		0		0		0		
		その他特定財源		0		0		0			一人あたり（円）		75		176		-101		
				0							世帯あたり（円）		177		422		-245		
				0							職員数（人）		0.80		1.60		-0.80		
	今後の方向性									参考	再任用職員数（人）		0.00		0.00		0.00		
法に基づき都市計画決定を行っていく。																			
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者		河内長野市民										
	A		A		A														

事業：都市計画推進事業

1. 都市計画推進事業

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用に関する計画を定め、全体として調和のとれた都市を形成するため、地区計画などの都市計画決定、市街化調整区域における活性化策の検討、国土利用計画法等に基づく届出の受理及び審査などを行った。

細事業：都市計画推進事業

1. 都市計画の決定・変更

都市計画法に基づき、河内長野市都市計画審議会の審議を経て、次のとおり決定・変更を行った。

(1) 市が決定・変更した都市計画

都市計画の種類	決定・変更理由	内 容	告示日
地区計画の決定	市街化調整区域に存する、一定の役割を終えた公共施設等において、周辺環境との調和を図ると共に、有効利用を図りながら、地域の活性化に資するため地区計画を決定した。	名称 ：南花台四丁目南地区 地区計画 計画面積 ：約 2.4ha 目標 ：本区域は昭和 50 年代に開発された南花台地区の南端に位置している、南花台西小学校跡地である。役割を終えた公共施設等を地域住民の意向を反映した地域コミュニティや生涯学習の場などとして再利用することで地域の活性化を目標とする。 制限内容 ：建築物等の用途・高さの最高限度・形態又は色彩その他の意匠の制限	平成 26 年 2 月 4 日
生産緑地地区の変更	生産緑地地区における買取申出に伴う制限解除による地区の縮小	地区数 ：255→252 地区 面積 ：71.78→71.25ha 縮小面積：0.53ha	平成 25 年 11 月 26 日

2. 市街化調整区域における活性化策の検討

国道 170 号（大阪外環状線）沿道の上原・高向地区は、都市における貴重な農空間として存しているが、大阪外環状線沿道という特殊性から、沿道部のみが農地転用され虫食的にロードサービス型の商業施設が立地してきている。また、営農環境の悪化や後継者問題等の理由により、営農継続が困難な状況になりつつある。このまま放置すれば沿道部のみが農地転用され、農地以外の土地利用が難しい土地は耕作放棄地となり、さらに営農環境の悪化を招く悪循環に陥ることが予想される。

このようなことから、単に沿道部のみの個別利用ではなく、上原・高向地区全体を見据えた総合的なまちづくりについて、地元地権者をはじめ、行政や関係者が一体となって協議・検討する場が必要である。

そこで、都市と農地の調和を図り、大阪外環状線沿道にふさわしい土地利用を検討するため、地権者組織である「上原・高向まちづくり勉強会」の運営を支援するとともに官民協働のまちづくりの必要性や可能性の検討を行い、当該地区における将来のまちのあり方について一定の方向性を見出すことを目的に必要な支援を行った。

平成 25 年度にはまちづくり勉強会が 2 回開催されたほか、企業アンケート及び農地所有者等アンケートが実施された。また、取組状況を広く伝えるため、まちづくりニュースが発行された。